

新潟市事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第38号

新潟市事務委任規則の一部を改正する規則

第1条 新潟市事務委任規則（昭和44年新潟市規則第31号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表に次のように加える。

9 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第34条第2項の規定による自動車の臨時運行の許可に関すること。

別表第1の2の表に次のように加える。

35 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の規定による住宅宿泊事業を営む旨の届出を受理すること。

別表第1の4の表第1項第14号中「第28条第4項」を「第28条第3項」に改め、同項第25号中「第57条の3第2項」を「第57条の3第3項」に改め、同項第26号中「第57条の4第2項」を「第57条の4第3項」に改める。

別表第2の1の表第3項中第61号を第63号とし、第55号から第60号までを2号ずつ繰り下げ、第54号の次に次の2号を加える。

（55） 法第52条第5項の規定による通報を受理すること。

（56） 法第52条第6項の規定により報告すること。

別表第2の1の表第4項各号列記以外の部分中「で新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第4号に規定する事務のうち、次に掲げるもの」を削り、同項第1号中「すること」の次に「（高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第22条各号に掲げる事業所、設備又は施設に係るものを除く。次号から第55号まで、第69号、第70号及び第80号から第101号までにおいて同じ。）」を加え、同項

第84号から第86号までを削り、同項第83号中「第79条第4項」を「第79条第6項」に改め、同号を同項第101号とし、同項中第82号を第100号とし、第81号を第99号とし、第80号を第98号とし、同項第79号中「第77条第4項」を「第77条第6項」に改め、同号を同項第97号とし、同項中第69号から第78号までを18号ずつ繰り下げ、第68号を第85号とし、同号の次に次の1号を加える。

(86) 法第65条第1項の規定により許可の条件を付すること。

別表第2の1の表第4項中第67号を第84号とし、同項第66号中「(容器製造業者又は容器の輸入をした者に係るものを除く。次号、第68号、第70号及び第72号において同じ。)」を削り、同号を同項第83号とし、同項第65号中「(容器の製造をする者又は容器の輸入をした者に係るものを除く。)」を削り、同号を同項第82号とし、同項第64号中「(容器製造業者、容器の輸入をした者又は機械製造業者に係るものを除く。)」を削り、同号を同項第81号とし、同項第63号を同項第79号とし、同号の次に次の1号を加える。

(80) 法第56条の4第3項(法第56条の6の14第4項及び法第56条の8第3項において準用する場合を含む。)の規定による特定設備検査合格証の再交付の申請を送付すること。

別表第2の1の表第4項中第62号を第75号とし、同号の次に次の3号を加える。

(76) 法第54条第1項及び第2項の規定による申請を受理し、刻印等をし、又は刻印等を抹消すること。

(77) 法第56条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により命令すること。

(78) 法第56条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による規格に適合しない旨の報告を受理すること。

別表第2の1の表第4項中第61号を第74号とし、第60号を第73号とし、第59号を第72号とし、同項第58号中「第50条第1項」を「第50条第3項」に改め、

同号を同項第71号とし、同項第57号を同項第62号とし、同号の次に次の8号を加える。

- (63) 法第49条第3項に規定する容器に刻印をすること。
- (64) 法第49条第4項に規定する容器に標章の掲示をすること。
- (65) 法第49条の2第1項に規定する附属品検査をすること。
- (66) 法第49条の3第1項に規定する附属品に刻印をすること。
- (67) 法第49条の4第1項に規定する附属品再検査をすること。
- (68) 法第49条の4第3項に規定する附属品に刻印をすること。
- (69) 法第49条の30（法第49条の33第2項において準用する場合を含む。）の規定により命令すること。
- (70) 法第49条の35の規定により命令すること。

別表第2の1の表第4項中第56号を第60号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (61) 法第49条第1項に規定する容器再検査をすること。

別表第2の1の表第4項第55号の次に次の4号を加える。

- (56) 法第41条第2項の規定により命令すること。
- (57) 法第44条第1項に規定する容器検査をすること。
- (58) 法第45条第1項に規定する容器に刻印をすること。
- (59) 法第45条第2項に規定する容器に標章の掲示をすること。

別表第2の1の表第4項に次の7号を加える。

- (102) 容器保安規則（昭和41年通商産業省令第50号）第32条第1項の規定により容器検査所登録票を交付すること。
- (103) 容器保安規則第32条第2項の規定による容器検査所登録票の返納を受理すること。
- (104) 容器保安規則第36条第1項に規定する放射線検査をすること。
- (105) 容器保安規則第36条第2項に規定する打刻等の明示をすること。

(106) 国際相互承認に係る容器保安規則（平成28年経済産業省令第82号）  
第23条第1項の規定により容器検査所登録票を交付すること。

(107) 国際相互承認に係る容器保安規則第23条第2項の規定による容器検査  
所登録票の返納を受理すること。

(108) 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第4号に  
規定する事務のうち、次に掲げるもの（高圧ガス保安法施行令第22条各号に掲げ  
る事業所，設備又は施設に係るものに限り，2以上の市町村の区域に係るものを除  
く。）

<1> 法第5条第1項に規定する高圧ガスの製造の許可をすること。

<2> 法第5条第2項の規定による高圧ガスの製造の届出を受理すること。

<3> 法第9条の規定により許可を取り消すこと。

<4> 法第10条第2項の規定による地位の承継の届出を受理すること。

<5> 法第10条の2第2項（法第24条の2第2項において準用する場合を含  
む。）の規定による地位の承継の届出を受理すること。

<6> 法第11条第3項の規定により命令すること。

<7> 法第12条第3項の規定により命令すること。

<8> 法第14条第1項に規定する製造のための施設等の変更の許可をすること。

<9> 法第14条第2項の規定による軽微な変更の工事の届出を受理すること。

<10> 法第14条第4項の規定による製造のための施設等の変更の届出を受理  
すること。

<11> 法第15条第2項の規定により命令すること。

<12> 法第16条第1項に規定する第1種貯蔵所の設置の許可をすること。

<13> 法第17条第2項の規定による地位の承継の届出を受理すること。

<14> 法第17条の2第1項の規定による第2種貯蔵所の設置の届出を受理す  
ること。

- < 1 5 > 法第 1 8 条第 3 項の規定により命令すること。
- < 1 6 > 法第 1 9 条第 1 項に規定する第 1 種貯蔵所の変更の工事の許可をすること。
- < 1 7 > 法第 1 9 条第 2 項の規定による軽微な変更の工事の届出を受理すること。
- < 1 8 > 法第 1 9 条第 4 項の規定による第 2 種貯蔵所の変更の工事の届出を受理すること。
- < 1 9 > 法第 2 0 条第 1 項に規定する完成検査をすること。
- < 2 0 > 法第 2 0 条第 1 項ただし書の規定による届出を受理すること。
- < 2 1 > 法第 2 0 条第 3 項に規定する完成検査をすること。
- < 2 2 > 法第 2 0 条第 3 項第 1 号の規定による届出を受理すること。
- < 2 3 > 法第 2 0 条第 4 項の規定による完成検査の結果の報告を受理すること。
- < 2 4 > 法第 2 0 条の 4 の規定による販売事業の届出を受理すること。
- < 2 5 > 法第 2 0 条の 4 の 2 第 2 項の規定による地位の承継の届出を受理すること。
- < 2 6 > 法第 2 0 条の 5 第 2 項の規定により勧告すること。
- < 2 7 > 法第 2 0 条の 5 第 3 項の規定により公表すること。
- < 2 8 > 法第 2 0 条の 6 第 2 項の規定により命令すること。
- < 2 9 > 法第 2 0 条の 7 の規定による変更の届出を受理すること。
- < 3 0 > 法第 2 1 条の規定による製造等の廃止等の届出を受理すること。
- < 3 1 > 法第 2 2 条第 1 項に規定する輸入検査をすること。
- < 3 2 > 法第 2 2 条第 1 項第 1 号の規定による届出を受理すること。
- < 3 3 > 法第 2 2 条第 2 項の規定による輸入検査の結果の報告を受理すること。
- < 3 4 > 法第 2 2 条第 3 項の規定により命令すること。
- < 3 5 > 法第 2 4 条の 2 第 1 項の規定による特定高圧ガスの消費の届出を受理すること。

- < 3 6 > 法第 2 4 条の 3 第 3 項の規定により命令すること。
- < 3 7 > 法第 2 4 条の 4 第 1 項の規定による消費のための施設等の変更の届出を受理すること。
- < 3 8 > 法第 2 4 条の 4 第 2 項の規定による廃止の届出を受理すること。
- < 3 9 > 法第 2 6 条第 1 項の規定による危害予防規程の届出又はその変更の届出を受理すること。
- < 4 0 > 法第 2 6 条第 2 項の規定により命令すること。
- < 4 1 > 法第 2 6 条第 4 項の規定により命令し、又は勧告すること。
- < 4 2 > 法第 2 7 条第 2 項の規定により命令すること。
- < 4 3 > 法第 2 7 条第 5 項の規定により勧告すること。
- < 4 4 > 法第 2 7 条の 2 第 5 項（法第 2 7 条の 4 第 2 項、第 2 8 条第 3 項及び第 3 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による選任又は解任の届出を受理すること。
- < 4 5 > 法第 2 7 条の 2 第 6 項（法第 2 7 条の 3 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による選任又は解任の届出を受理すること。
- < 4 6 > 法第 3 4 条の規定により命令すること。
- < 4 7 > 法第 3 5 条第 1 項に規定する保安検査をすること。
- < 4 8 > 法第 3 5 条第 1 項第 1 号の規定による届出を受理すること。
- < 4 9 > 法第 3 5 条第 3 項の規定による保安検査の結果の報告を受理すること。
- < 5 0 > 法第 3 6 条第 2 項の規定による届出を受理すること。
- < 5 1 > 法第 3 8 条第 1 項の規定により許可を取り消し、又は命令すること。
- < 5 2 > 法第 3 8 条第 2 項の規定により命令すること。
- < 5 3 > 法第 3 9 条の規定により緊急措置をすること。
- < 5 4 > 法第 3 9 条の 1 1 第 1 項の規定による完成検査の記録の届出を受理すること。

- < 5 5 > 法第 3 9 条の 1 1 第 2 項の規定による保安検査の記録の届出を受理すること。
- < 5 6 > 法第 6 1 条第 1 項の規定により報告の徴収をすること（容器製造業者，容器の輸入をした者又は機器製造業者に係るものを除く。）。
- < 5 7 > 法第 6 2 条第 1 項の規定により当該職員に立入検査及び高圧ガスの収去をさせること（容器の製造をする者又は容器の輸入をした者に係るものを除く。）。
- < 5 8 > 法第 6 3 条第 1 項の規定による事故届を受理すること（容器製造業者又は容器の輸入をした者に係るものを除く。 < 5 9 >， < 6 0 >， < 6 2 > 及び < 6 4 > において同じ。）。
- < 5 9 > 法第 6 3 条第 2 項の規定により命令すること。
- < 6 0 > 法第 6 4 条に規定する指示をすること。
- < 6 1 > 法第 7 4 条第 1 項の規定により通報すること。
- < 6 2 > 法第 7 4 条第 2 項の規定による通報を受理すること。
- < 6 3 > 法第 7 4 条第 3 項の規定による通報を受理すること。
- < 6 4 > 法第 7 4 条第 4 項の規定により報告すること。
- < 6 5 > 冷凍保安規則第 2 1 条第 2 項の規定により製造施設完成検査証を交付すること。
- < 6 6 > 冷凍保安規則第 3 1 条第 3 項の規定により輸入検査合格証を交付すること。
- < 6 7 > 冷凍保安規則第 4 0 条第 4 項の規定により保安検査証を交付すること。
- < 6 8 > 液化石油ガス保安規則第 3 2 条第 2 項の規定により製造施設完成検査証又は第 1 種貯蔵所完成検査証を交付すること。
- < 6 9 > 液化石油ガス保安規則第 4 5 条第 3 項の規定により輸入検査合格証を交付すること。
- < 7 0 > 液化石油ガス保安規則第 7 7 条第 2 項ただし書の規定による届出を受理

すること。

< 7 1 > 液化石油ガス保安規則第 7 7 条第 6 項の規定により保安検査証を交付すること。

< 7 2 > 一般高圧ガス保安規則第 3 1 条第 2 項の規定により製造施設完成検査証又は第 1 種貯蔵所完成検査証を交付すること。

< 7 3 > 一般高圧ガス保安規則第 4 5 条第 3 項の規定により輸入検査合格証を交付すること。

< 7 4 > 一般高圧ガス保安規則第 7 9 条第 2 項ただし書の規定による届出を受理すること。

< 7 5 > 一般高圧ガス保安規則第 7 9 条第 6 項の規定により保安検査証を交付すること。

< 7 6 > コンビナート等保安規則第 1 5 条第 2 項の規定により製造施設完成検査証を交付すること。

< 7 7 > コンビナート等保安規則第 3 4 条第 2 項ただし書の規定による届出を受理すること。

< 7 8 > コンビナート等保安規則第 3 4 条第 6 項の規定により保安検査証を交付すること。

別表第 3 の 1 の表第 2 項中「新潟市大畑少年センターの管理及び運営」を「旧新潟市大畑少年センターの管理」に改める。

第 2 条 新潟市事務委任規則の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 2 の表第 3 5 項を次のように改める。

3 5 住宅宿泊事業法（平成 2 9 年法律第 6 5 号。以下この項において「法」という。）

に関する事務

(1) 法第 3 条第 1 項の規定による住宅宿泊事業を営む旨の届出を受理すること。

(2) 法第 3 条第 4 項の規定による変更の届出を受理すること。



- (3) 法第3条第6項の規定による届出を受理すること。
- (4) 法第3条第7項の規定による通知を受理すること。
- (5) 法第8条第1項の規定により宿泊者名簿の提出を要求すること。
- (6) 法第14条の規定による報告を受理すること。
- (7) 法第15条の規定により必要な措置をとるべきことを命ずること。
- (8) 法第16条第1項の規定により1年以内の期間を定めて、業務の全部又は一部の停止を命ずること。
- (9) 法第16条第2項の規定により事業の廃止を命ずること。
- (10) 法第17条第1項の規定により業務に関し報告を求め、又は職員に、届出住宅その他の施設に立ち入り、業務の状況若しくは設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。
- (11) 法第24条第2項の規定による通知を受理すること。
- (12) 法第26条第3項の規定（法第43条第2項において準用する場合を含む。）による通知を受理すること。
- (13) 法第41条第1項の規定による通知を受理すること。
- (14) 法第41条第2項の規定により業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命じた旨の通知をすること。
- (15) 法第42条第2項の規定により処分をすべき旨を要請すること。
- (16) 法第42条第3項の規定による通知を受理すること。
- (17) 法第45条第2項の規定により業務に関し報告を求め、又は職員に、住宅宿泊管理業者の営業所、事務所その他の施設に立ち入り、業務の状況若しくは設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。

#### 附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 次号及び第3号に掲げる規定以外の規定 平成30年4月1日

(2) 第1条中新潟市事務委任規則別表第3の1の表第2項の改正規定 平成30年  
5月26日

(3) 第2条の規定 平成30年6月15日